

滋賀県みどりの食料システム基本計画

策定 令和4年10月28日
改定 令和7年12月25日

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市
栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市
日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第1項に基づく基本計画として、「滋賀県環境こだわり農業推進計画（令和5年（2023年）3月策定）」（別紙1）及び「みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画（令和4年（2022年）3月策定）」（別紙2）を位置付けることとし、同条第2項各号で定められた項目については、次のとおりとします。

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標（第1号関係）

目標項目	目標値	目標年度
水稻新品種「きらみずき※1」作付面積※2	1,000ha	R 8 (2026)
化学肥料出荷量の削減率（2016 肥料年度比）※2	10%削減	R 8 (2026)
化学合成農薬出荷量の削減率（2019 農薬年度比）※2	5%削減	R 8 (2026)
家畜ふん堆肥の耕種農家の年間施用面積※2	8,600ha	R 8 (2026)
カバークロップ取組面積※2,3	800ha	R 8 (2026)
長期中干し実施面積※2,3	12,000ha	R 8 (2026)
秋耕実施面積※2,3	19,100ha	R 8 (2026)
オーガニック農業（有機農業）取組面積※2,3	500ha	R 8 (2026)
燃油削減運動に取り組んだ漁船の割合※3	80%	R 8 (2026)
環境負荷低減事業実施活動計画の認定者数※4 (みどり認定者数)※5	4,500 経営体	R 8 (2026)

(※1 オーガニック栽培や化学合成農薬・化学肥料を大幅に削減する栽培方法により作付けを推進する水稻新品種)

(※2 別紙1 8頁参照)

(※3 別紙2 25・26・36頁参照)

(※4 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定者も含む)

(※5 グリーンファーマー（滋賀県におけるみどり認定者）)

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容（第2号関係）

(1)琵琶湖の保全はもとより地球温暖化の防止や生物多様性の保全など地球環境問題に対応する生産性の高い環境こだわり農業を以下の取組により推進します。

(別紙1 7・8頁参照)

- ア リモコン草刈り機やドローン等のロボットやセンシングデータ等を活用したスマート農業の導入により作業負担の軽減を図ります。また、自動直進機能付き田植え機の導入により、省力化と合わせ農業排水対策をさらに進めます。
- イ 高温条件下でも収量、品質が安定し多収が見込み、コシヒカリと同等以上の良食味で、「みずかがみ」などの早生品種との作期分散が図れる中生の水稻新品种「きらみずき」について、オーガニック栽培や化学合成農薬・化学肥料を大幅に削減する栽培方法による作付けを推進します。
- ウ 農地の地力低下を改善し生産力の向上を図るため、緑肥やたい肥の施用等による土づくりを推進するとともに、県が作成した「水田土づくりマニュアル」や「地力マップ」を活用するなど、地力に応じた施肥設計を推進します。
- エ 地球温暖化の防止に向け、中干しの期間を通常より長い14日間以上実施する「長期中干し」や、水稻収穫後の秋に稻わらをすき込む「秋耕」の普及により、水田から排出されるメタンガスの削減を図ります。
- オ 生分解性マルチフィルムなどの資材への転換等により、農業用ビニール等の農業用廃プラスチックの排出抑制を進めるとともに、適正処分や飛散防止対策等について啓発活動を進めます。また、プラスチック被膜殻が発生しない緩効性肥料の活用や、プラスチック被膜殻をほ場外へ流出させない防止対策技術の普及を推進します。
- カ 肥料高騰への対応や化学肥料のさらなる削減を図るため、ヘアリーベッチ等の緑肥の活用や、耕畜連携により家畜排せつ物をたい肥として利用することを促進します。また、ペレット化等によりたい肥の利便性を向上させるなど、地域に潜在する有機質資源のさらなる活用を推進します。
- キ 病害虫発生予察等を活用し病害虫の発生状況に応じて適切に防除することや、耕種的防除等を最大限に活用するなどにより、ネオニコチノイド系農薬をはじめとした化学合成農薬の使用量のさらなる削減を図ります。

- (2) 水稻では「栽培手引き」の作成や研修会等の開催による低コスト安定技術の確立及び普及、茶では有機栽培茶の安定生産技術及び有機JAS認証に適合する茶園管理技術の確立等、オーガニック農業に必要となる栽培技術の開発及び普及を通じ、水稻及び茶を中心にオーガニック農業の取組面積の拡大を図ります。

(別紙1 9・10頁、別紙2 14頁参照)

- (3) ヒートポンプ、二重カーテン等の省エネ効果の高い園芸施設等の普及促進を図ります。

(別紙2 13頁参照)

(4) 畜産分野では、アミノ酸バランス改善飼料やメタンガス排出を抑制する飼料の給与、温室効果ガスの排出が少ない家畜排せつ物処理の実践等により、メタンガスや一酸化二窒素の排出量削減を推進します。

(別紙2 17頁参照)

(5) 漁船の航行速度を1割低減することで、燃油消費量と二酸化炭素排出量とを削減できることから、漁業者に対して「燃油削減運動」の取組を推進します。

(別紙2 19頁参照)

3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の活用に関する事項（第4号関係）

(1) スマート農業をはじめとする先端技術の導入等を促進するため、関係事業者・団体等と連携・協力しながら取組を進めます。

(別紙1 14・15頁参照)

4 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項（第5号関係）

(1) 環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売面の強化を以下の取組により推進します。

(別紙1 11・12頁参照)

ア 「近江米生産・流通ビジョン」（近江米振興協会策定）とも整合性を図りつつ、主要品種である「コシヒカリ」、「みずかがみ」をはじめ、新たに作付けを推進する「きらみずき」、さらに「オーガニック近江米」を主食用米や酒造米等の加工業務用米など各用途に合わせ、環境こだわり米やオーガニック近江米として作付けを推進します。

イ 環境こだわり米コシヒカリについて、卸売事業者や大口の販売店等との安定取引に対応できるよう、農業団体の協力のもと、一般の米と区別した管理を徹底し、まとまった量での流通を促進します。また、環境こだわり米コシヒカリの精米袋について、卸事業者等に対し積極的にアプローチして取り扱い店舗数を増やすとともに、一般のコシヒカリと売場で差別化が図られるよう販売対策を実施します。

ウ 令和5年産で10年目を迎える全量が環境こだわり基準で栽培される「みずかがみ」については、栽培技術マニュアルの改訂とその実践により、品質・食味の高位安定化を図るとともに、卸事業者からの産地の信頼獲得と消費者に選ばれるブランド力のさらなる向上を図ります。

- エ 農業者および農業者団体等が生産した環境こだわり農産物について、積極的に環境こだわり農産物認証マークを表示し、出荷・販売するよう推進します。
- オ 野菜等園芸作物については、環境こだわり農産物として生産・流通の拡大を進める重点推進品目に定めた3品目（にんじん、かぼちゃ、こまつな）を中心に、県内の直売所や量販店などの売り場でのキャンペーンを行うなどにより、流通拡大を図るとともに有利販売につなげます。
- カ 県内の農産物直売所や量販店等において、環境こだわり農産物のコーナー設置を促進し、ミニのぼりやポップアップなどのPRにより、環境こだわり農産物が優先的に購入される地産地消を推進します。
- キ 環境こだわり農産物を使用して加工された弁当などの総菜品を中心に、環境こだわり農産物が使用されていることが分かる店頭ポップなどを行い、消費者に環境こだわり農産物を知って、選んでいただける取組を推進します。
- ク 小売事業者からのオーガニック近江米の需要を満たせるよう、県域集荷事業者への集荷を促進します。また、オーガニック農産物を購入する消費者層に合わせた販売を強化し、オーガニック近江米の有利販売を強化します。
- ケ オーガニック茶の新たな需要を創出するとともに、オーガニック茶の特性を生かしたブランド力の強化を図ります。
- コ 近江米に関する消費者調査で判明した健康志向等の消費者ニーズに対応するため、ターゲットを絞り、オーガニックの特性を生かした商品開発について支援します。
- サ オーガニック農産物への需要が高い首都圏や京阪神を中心に、展示会等に出展し認知度を上げ、販路の開拓を行うとともに輸出の可能性について検討を行います。

(2) 環境こだわり農業への消費者の理解促進を以下の取組により推進します。

(別紙1 12頁参照)

- ア 環境こだわり農業の取組が、農産物のおいしさなど品質の向上にどう結びつくのかなど、消費者の利益につながるような表現でPRを行うことで、環境こだわり農業の理解促進を図ります。
- イ 琵琶湖の水を利用している流域（県内・京阪神等）の消費者を中心に、環境こだわり農業が琵琶湖の水質保全をはじめ、地球環境にも配慮した取組であることについて積極的に発信し、理解促進と消費拡大につなげます。
- ウ 魚のゆりかご水田※をはじめ環境こだわり農業は、世界農業遺産※に認定された琵琶湖システムを構成する重要な取組の一つとなっており、認定の機会を積極的に活用し、環境こだわり農業の取組を全国に向けて発信します。
- エ 各市町において「有機農業産地（オーガニックビレッジ）宣言」に取り組ま

- れるよう働きかけを行うとともに、その取組に対して支援します。
- オ 本計画期間中に本県で開催される 2025 年の「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会」をはじめ、2025 年の「日本国際博覧会」などの大規模イベントを通じ、琵琶湖システムとともに環境こだわり農業の取組について国内外に向けて発信します。
- カ 各種メディアや SNS 等を活用した環境こだわり農産物の生産・販売情報や化學合成農薬・化学肥料を 5 割以下に減らしていることなどの発信を行い、消費者に環境こだわり農産物がより認知されるよう、分かりやすい P R に努めます。
- キ 環境こだわり農業が琵琶湖等の環境保全に果たす役割について分かりやすい学習資材を作成し、学校給食その他の学校教育活動全体を通じて、環境こだわり農産物やオーガニック農産物に関する食育を推進するとともに、家庭での認知度向上と消費拡大を進めます。
- ク 学校給食については、今後、オーガニック農産物の提供を検討する市町と連携して作付けの拡大と供給モデルの構築を図ります。

5 その他環境負荷低減事業活動の促進等に関する事項（第 6 号関係）

- (1) 農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者が、それぞれの立場で以下の事項に主体的に、かつお互いに連携して取り組むよう努めることが求められます。
- ア 農業者 環境こだわり農業の実践と環境こだわり農産物の生産拡大
- イ 農業団体 農業者が環境こだわり農業にまとまって取り組むための組織化や指導・支援
- ウ 農産物販売業者 環境こだわり農産物やオーガニック農産物の積極的な取り扱いや生産と消費をつなぐ活動
- エ 消費者等 環境こだわり農業への理解と環境こだわり農産物やオーガニック農産物の積極的な利用
- (別紙 1 14・15 頁参照)
- (2) 特定区域¹⁾を定める場合における当該特定区域の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容を推進します。
- 1) 特定区域：地域ぐるみで行われる環境負荷低減事業活動を促進する区域
(別紙 3 参照)
- (3) 農業者が取り組みやすく、収益の見込める生産技術の開発・普及を推進するとともに、きめ細やかな栽培指導に努めます。

(4) 木質バイオマスのエネルギー利用促進による二酸化炭素排出量の削減や、計画的な除間伐に基づく森林管理プロジェクトによるJ-クレジットの創出等によって、さらなる森林整備や森林吸収源対策を推進し、持続可能な温室効果ガス削減につなげるなど、県産材をはじめとした森林資源の循環利用を推進します。

(別紙2 21・22頁)

<関連する計画の概要>

別紙1 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画

計画期間：令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）まで

別紙2 みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画

計画期間：令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）まで

別紙3 特定区域の計画